

## 福井工業高等専門学校学則

昭和40年4月1日規則第1号

改正	昭和41年 4月 1日規則第 1号	昭和43年 4月 1日規則第 1号
	昭和43年 6月25日規則第 4号	昭和44年 4月 1日規則第 7号
	昭和44年12月24日規則第12号	昭和45年 4月 1日規則第 1号
	昭和46年 2月15日規則第 1号	昭和47年 4月 1日規則第 4号
	昭和48年 4月 1日規則第 2号	昭和48年 4月12日規則第 5号
	昭和49年 4月 1日規則第 1号	昭和49年 4月11日規則第 2号
	昭和50年11月26日規則第 2号	昭和51年 9月24日規則第 2号
	昭和52年 3月30日規則第 2号	昭和52年11月18日規則第 4号
	昭和53年 3月25日規則第 1号	昭和54年 2月21日規則第 1号
	昭和54年 6月27日規則第 3号	昭和55年 3月 5日規則第 1号
	昭和55年10月 9日規則第 3号	昭和56年 6月10日規則第 2号
	昭和57年 3月20日規則第 1号	昭和57年12月 1日規則第 2号
	昭和58年11月15日規則第 1号	昭和59年11月22日規則第 1号
	昭和61年 7月17日規則第 1号	昭和62年 1月22日規則第 1号
	昭和62年 2月 6日規則第 2号	昭和63年 4月 1日規則第 4号
	平成元年 3月 3日規則第 1号	平成元年 9月27日規則第 4号
	平成 2年 3月26日規則第 1号	平成 3年 2月21日学則第 1号
	平成 4年 3月19日学則第 1号	平成 5年 3月31日学則第 1号
	平成 6年 2月17日学則第 1号	平成 7年 3月30日学則第 1号
	平成 8年 3月21日学則第 1号	平成 9年 2月20日学則第 1号
	平成 9年 9月18日学則第 2号	平成 9年12月18日学則第 3号
	平成10年 3月19日学則第 1号	平成11年 2月18日学則第 1号
	平成11年10月21日学則第 2号	平成11年12月16日学則第 3号
	平成12年12月21日学則第 1号	平成13年 3月 9日学則第 1号
	平成13年 5月17日学則第 2号	平成13年 9月20日学則第 3号
	平成13年12月20日学則第 4号	平成13年12月20日学則第 5号
	平成14年 9月19日学則第 1号	平成14年12月19日学則第 2号
	平成15年 9月18日学則第 1号	平成15年11月27日学則第 2号
	平成16年 1月 8日学則第 1号	平成16年 3月 8日学則第 2号
	平成16年 9月 9日学則第 3号	平成16年11月11日学則第 4号
	平成17年 3月10日学則第 1号	平成17年 4月 6日学則第 2号
	平成17年 5月12日学則第 3号	平成17年 9月 1日学則第 4号
	平成18年 1月12日学則第 1号	平成18年 9月 7日学則第 2号
	平成18年11月 2日学則第 3号	平成18年12月 7日学則第 4号
	平成19年 1月11日学則第 1号	平成19年 2月 1日学則第 2号
	平成19年 3月 8日学則第 3号	平成19年 9月 6日学則第 4号
	平成20年 2月20日学則第 1号	平成20年 6月 5日学則第 2号
	平成21年 1月 8日学則第 1号	平成21年 8月26日学則第 2号
	平成22年 1月 7日学則第 1号	平成22年 2月 3日学則第 2号
	平成22年 4月 8日学則第 3号	平成22年 9月 9日学則第 4号
	平成22年12月 2日学則第 5号	平成23年 3月 3日学則第 1号
	平成23年11月10日学則第 2号	平成23年12月 8日学則第 3号
	平成24年 8月 9日学則第 1号	平成25年 2月 7日学則第 1号
	平成25年 7月23日学則第 2号	平成25年12月12日学則第 3号
	平成26年 2月 5日学則第 1号	平成26年 3月 6日学則第 2号
	平成26年 7月18日学則第 3号	平成27年 3月 5日学則第 1号
	平成27年 3月12日学則第 2号	平成27年11月12日学則第 3号
	平成28年 1月19日学則第 1号	平成28年 5月18日学則第 2号
	平成29年 1月11日学則第 1号	平成29年 9月21日学則第 2号
	平成29年11月29日学則第 3号	平成30年 5月30日学則第 1号
	平成30年 6月27日学則第 2号	平成30年11月28日学則第 3号
	平成30年11月28日学則第 4号	平成31年 2月19日学則第 1号
	令和 2年 3月17日学則第 1号	令和 2年 3月17日学則第 2号
	令和 2年 5月27日学則第 3号	令和 2年10月21日学則第 4号
	令和 2年12月15日学則第 5号	令和 3年 3月19日学則第 1号
	令和 3年 7月14日学則第 2号	令和 3年12月14日学則第 3号
	令和 5年10月11日学則第 1号	令和 6年 1月16日学則第 1号

## 第1章 本校の目的

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

3 本校は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第1条の2 本校の基本理念、教育方針、学習・教育目標及び学科・系・コース・専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育上の目的については、別に定める。

第1条の3 本校は、前条で定めた目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本校の教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検・評価についての必要な事項は、別に定める。

## 第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

第2条 修業年限は、5年とする。

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて、前期と後期の2学期とする。

2 前項に規定する各学期の期間については、校長がその都度定める。

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 開校記念日 4月24日

(5) 春季休業

(6) 夏季休業

(7) 冬季休業

(8) 学年末休業

2 前項第5号から第8号までに規定する休業日及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。



## 01010 学則

6 第3項に規定するコースへの学生の配属は、第2学年の後期の始期に行うものとする。ただし、第3学年以上の学年に編入学又は転入学した学生のコース配属は、入学時に行うものとする。

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第9条 本校に、総務・企画主事、教務主事、学生主事、寮務主事、研究産学連携主事及び専攻科長を置き、掌理事項については、別に定める。

第9条の2 本校に、副校長、校長補佐を置くことができる。

2 前項の職は、本校教授の中から校長が任命する。

第10条 本校に、校務一般の事務を処理するため、事務部を置く。

第11条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は別に定めるところによる。

### 第4章 教育課程等

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 学年ごとの授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。なお、本科第3学年に編入した外国人留学生は、第1学年及び第2学年に履修すべき授業科目をすべて修得し、かつ特別活動は合格したものとみなす。また、本科第4学年に編入した学生については、第1学年から第3学年までの必修科目を修得し、かつ特別活動は合格したものとみなす。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第5項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の表中に単位種別を掲げる授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮した科目であり、単位種別は次のとおりとする。

(1) 単位種別「A」については、15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。

(2) 単位種別「B」については、30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。

(3) 単位種別「C」については、45時間の授業で1単位とする。（実験、実習のみ可）

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

6 第3項及び第4項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動の単位時間及び学年別単位時間は、別表第3のとおりとする。

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを

高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で履修させることができる。
- 4 前3項により修得させることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年にかかる全授業科目を再履修するものとする。ただし、同一学年に在学できる期間は休学の場合を除き2年を限度とする。

第15条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第15条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第5章 入学、休学、退学、留学、卒業等

第16条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その

他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、中学校長から送付された調査者を主な資料として入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第41条に規定する入学料を納付し、又は入学料免除の申請書が受理され、かつ、所定の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者がいるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同年以上の学力があると認めた場合に限り、前条（第2項を除く。）の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者がいるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者がいるときは、校長は、入学の許可を取り消すことがある。

第20条 系の変更を希望する者がいるときは、校長は、選考の上、第2学年初めに限り、系の変更を許可することができる。

第21条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、3カ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

第22条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

第23条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を受けて復学することができる。

第24条 学生に感染症その他の病気があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

第25条 学生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者がいるときは、校長は選考の上相当学年に入学を許可することができる。

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された者について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、第15条の2及び第15条の3により本校において修得した

## 01010 学則

ものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された者について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 第17条第3項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第15条のただし書きに規定する同一学年に在学できる期間を超えた者
- (4) 第22条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 死亡した場合、又は行方不明となって1年を経てなお所在が明らかでない者

第28条 校長は、第13条に規定する全学年の教育課程を修了したと認めた者には、所定の卒業証書を授与する。

第28条の2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

### 第6章 専攻科

第29条 本校に、専攻科を置く。

第30条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識と技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第31条 専攻科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
生産システム工学専攻	12人	24人
環境システム工学専攻	8人	16人

第32条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置

付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(8) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第33条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

第34条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第35条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

第36条 専攻科の授業科目及び単位数等は、一般科目及び専門共通科目にあつては別表第4、専門展開科目にあつては別表第5のとおりとする。

2 履修方法については、別に定めるところによる。

第37条 専攻科に2年以上在学し、次の要件を全て満たした者について修了を認定する。

(1) 所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者

(2) 本校が定める「環境生産システム工学」教育プログラムの修了要件を満たした者

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項第1号に規定する単位の修得及び第1項第2号に規定する「環境生産システム工学」教育プログラムについては、別に定める。

第38条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第12条、第15条の3、第19条、第21条、第23条から第26条まで、第27条第1号、第2号、第4号及び第5号の規定を準用する。この場合において、第15条の3第2項中「60単位」とあるのは「大学における学修30単位」と、第26条の2中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」及び「60単位」とあるのは「30単位」と、第27条第4号中「第22条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。

第39条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要事項は、別に定める。

## 第7章 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料

第40条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める入学検定料を納付しなければならない。

第41条 入学をする者は、規則に定める額の入学料を、指定の期日までに納付しなければならない。

第42条 学生は、規則に定める授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出に基づき、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出に基づき、入学を許可されたときに納付することができる。

第43条 前期又は後期中途において復学又は入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学又は入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数に乗じて得た額とし、復学又は入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。ただし、復学した者が、復学した日の属する期の授業料を納付している場合は、この限りでない。

第44条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

第45条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める寄宿料を納付するものとする。

第46条 入学前1年以内において入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第47条 既納の入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、第42条第3項又は第4項に基づき前期分及び後期分授業料を納付した者が後期分授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には、当該後期分の授業料に相当する額を返還し、並びに第42条第4項に基づき入学を許可されたときに前期分又は前期分及び後期分授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

## 第8章 学生準則及び賞罰

第48条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を守らなければならない。

第49条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第50条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

## 01010 学則

- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

### 第9章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講派遣学生、特別聴講学生及び外国人留学生

第51条 本校において開設する一又は複数の授業科目の単位修得を目的として、その履修を志願する者であるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生について単位修得の認定その他必要な事項は、別に定める。

第52条 本校において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第53条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 本校と大学及び短期大学並びに高等専門学校（以下「大学等」という。）間の単位互換協定に基づいて大学等が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、特別聴講派遣学生として許可するものとする。

- 3 本校と大学等間の単位互換協定に基づいて本校が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 4 聴講生、特別聴講派遣学生、特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第54条 外国人で、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を志願する者があるときは、校長は選考の上、外国人留学生又は専攻科外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 専攻科外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

### 第10章 公開講座

第55条 本校に公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

### 第11章 学寮

第56条 本校に学寮を設ける。

- 2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 01010 学則

### 附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和41年4月1日改正）

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和43年4月1日改正）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、別表（第1・第2）については、昭和43年度入学生から適用し、それ以前の者については、なお従前の例によるものとする。

### 附 則（昭和43年6月25日改正）

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和44年4月1日改正）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和44年12月24日改正）

この規則は、昭和44年12月24日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

### 附 則（昭和45年4月1日改正）

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和46年2月15日改正）

- 1 この規則は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度入学生から適用する。
- 2 昭和45年度以前の入学生の履修すべき教育課程は、この改正規則にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

### 附 則（昭和47年4月1日改正）

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に在学する者にかかる授業料の額は、この規則にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 昭和47年度に入学する者から徴収する入学料の額は従前どおりとし、授業料の額は同年度に限り前期4,800円、後期9,600円とする。
- 4 昭和47年度の中途において入学した者が、前期において納付する授業料の額は、第32条の規定にかかわらず、前項の額の6分の1に相当する額を乗じて得た額とする。
- 5 昭和47年度に入学した者が、同年度の中途で退学する場合の授業料の額は、退学する日の属する時期が前期であるときは4,800円、退学する日の属する時期が後期であるときは、14,400円とする。

### 附 則（昭和48年4月1日改正）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

### 附 則（昭和48年4月12日改正）

この規則は、昭和48年4月12日から施行する。

### 附 則（昭和49年4月1日改正）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度入学生から適用する。

## 01010 学則

- 2 昭和48年度以前の入学生の履修すべき教育課程は、この改正規則にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（昭和49年4月11日改正）

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和50年11月26日改正）

この規則は、昭和50年11月26日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年9月24日改正）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則（以下「新学則」という。）第31条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この規則の適用の日以後において、転学、編入学又はた者に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和51年度に入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、新学則第31条第1項の規定にかかわらず、前期にあつては9,600円、後期にあつては21,600円とする。
- 5 昭和51年度に入学した者について新学則第32条の規定を適用する場合には、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の12分の1」とあるのは、「前期又は後期において納付する額の6分の1」とする。
- 6 昭和51年度に入学した者について、新学則第33条の規定を適用する場合には、昭和51年度に限り、同条中「授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料」とあるのは、「前期において納付する額の授業料」と、「授業料の年額に相当する額の授業料」とあるのは、「前期及び後期において納付する額の合計額の授業料」とする。

附 則（昭和52年3月30日改正）

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度入学生から適用する。
- 2 昭和51年度以前の入学生に係る教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（昭和52年11月18日改正）

この規則は、昭和52年11月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年3月25日改正）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度入学生から適用する。
- 2 昭和52年度以前の入学生に係る教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（昭和54年2月21日改正）

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度入学生から適用する。
- 2 昭和53年度以前の入学生に係る機械工学科及び土木工学科の教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

## 01010 学則

附 則（昭和54年6月27日改正）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月5日改正）

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、第2は、昭和55年度入学生から適用し、昭和54年度以前の入学生については、別に定める。

附 則（昭和55年10月9日改正）

この規則は、昭和55年10月15日から施行する。

附 則（昭和56年6月10日改正）

この規則は、昭和56年6月10日から施行する。

附 則（昭和57年3月20日改正）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、昭和57年度における工業化学科の第5学年の教育課程については、この規則による改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（昭和57年12月1日改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年11月15日改正）

この規則は、昭和58年11月15日から施行する。

附 則（昭和59年11月22日改正）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前の入学生に係る機械工学科、工業化学科及び土木工学科の教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規程にかかわらず、別に定める。

附 則（昭和61年7月17日改正）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学生に係る機械工学科の教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（昭和62年1月22日改正）

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学生に係る教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（昭和62年2月6日改正）

この規則は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日改正）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月3日改正）

## 01010 学則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学生に係る工業化学科の教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成元年9月27日改正）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日改正）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成元年度以前の入学生に係る教育課程は、この規則による改正後の学則第13条の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成3年2月21日改正）

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 平成2年度以前の入学生に係る機械工学科の教育課程については、この学則による改正後の学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成4年3月19日改正）

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者の授業科目並びに開設単位数及び履修単位数並びに全課程の修了の認定に必要な単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成5年3月31日改正）

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 土木工学科は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則第7条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行の際平成4年度以前の入学生に係る土木工学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成6年2月17日改正）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日改正）

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 工業化学科は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則第7条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行の際平成6年度以前の入学生に係る工業化学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成8年3月21日改正）

## 01010 学則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、電子情報工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年並びに環境都市工学科第2学年、第3学年及び第4学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び履修単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成9年2月20日改正）

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、機械工学科第2学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び履修単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 この学則の施行の際、平成7年度以前の入学生に係る機械工学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成9年9月18日改正）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月18日改正）

改正 平10年3月19日学則第1号

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、物質工学科第2学年、第3学年及び第4学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 この学則の施行の際、平成6年度以前の入学生に係る工業化学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規程にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成11年2月18日改正）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月21日改正）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成11年度以前の専攻科入学生に係る専攻科の専門展開科目は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成11年12月16日改正）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成11年度以前の入学生に係る一般科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、機械工学科第2学年、第3学年及び第4学年並びに電気工学科、電子情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科第2学年、第3学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに

## 01010 学則

開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

- 4 この学則の施行の際、平成9年度以前の入学生に係る電気工学科、電子情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成12年12月21日改正）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成12年度以前の入学生に係る電気工学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成13年3月9日改正）

この学則は、平成13年3月9日から施行する。

附 則（平成13年5月17日改正）

この学則は、平成13年5月17日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年9月20日改正）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月20日改正）

この学則は、平成13年12月20日から施行する。

附 則（平成13年12月20日改正）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成12年度以前の入学生に係る物質工学科の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則施行の際、物質工学科第2学年に在学する者の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成14年9月19日改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月19日改正）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成14年度以前の入学生に係る一般科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、機械工学科、電気工学科及び電子情報工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年並びに物質工学科第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成15年9月18日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

## 01010 学則

附 則（平成15年11月27日改正）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、電子情報工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規程にかかわらず、別に定める。

附 則（平成16年1月8日改正）

この学則は、平成16年1月8日から施行する。

附 則（平成16年3月8日改正）

この学則は、平成16年3月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月11日改正）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成16年度以前の入学生に係る一般科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、機械工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 4 この学則の施行の際、電気工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 5 この学則の施行の際、電子情報工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 6 この学則の施行の際、物質工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 7 この学則の施行の際、環境都市工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成17年3月10日改正）

この学則は、平成17年3月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月6日改正）

この学則は、平成17年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月12日改正）

## 01010 学則

この学則は、平成17年5月12日から施行し、平成16年度専攻科学生から適用する。

附 則（平成17年9月1日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度専攻科入学生から適用する。
- 2 この学則の施行の際、平成17年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第4及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成18年1月12日改正）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成17年度以前の入学生に係る一般教育科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、機械工学科、電子情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 4 この学則の施行の際、平成16年度以前の電気工学科入学生については、電気電子工学科を電気工学科に読み替えるものとする。

附 則（平成18年9月7日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度専攻科入学生から適用する。
- 2 この学則の施行の際、平成18年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成18年11月2日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成18年度以前の入学生に係る一般科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、環境都市工学科第4学年及び第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成18年12月7日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、電気工学科第4学年及び第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成19年1月11日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附

則（平成19年2月1日改正）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

## 01010 学則

附 則（平成19年3月8日改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成18年度以前の入学生に係る一般科目及び専門科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成19年9月6日改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度専攻科入学生から適用する。
- 2 この学則の施行の際、平成19年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成20年2月20日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月5日改正）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月8日改正）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成20年度以前の入学生に係る物質工学科及び環境都市工学科の専門科目の教育課程表は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、電気電子工学科第3学年、第4学年、第5学年及び電子情報工学科第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表 2 の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成21年8月26日改正）

この学則は、平成21年8月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年1月7日改正）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、電気電子工学科第4学年、第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表 2 の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成22年2月3日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月8日改正）

この学則は、平成22年4月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月9日改正）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度専攻科入学生から適用する。

## 01010 学則

2 この学則の施行の際、平成22年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成22年12月2日改正）

この学則は、平成22年12月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月3日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月10日改正）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際、電気電子工学科第4学年、第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成23年12月8日改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月9日改正）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度専攻科入学生から適用する。

2 この学則の施行の際、平成24年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成25年2月7日改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月23日改正）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際、平成25年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5及び別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成25年12月12日改正）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際、第2学年に在学する者の一般科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、別に定める。

3 この学則の施行の際、平成24年度以前の入学生に係る第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者の一般科目の教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

4 この学則の施行の際、機械工学科第3学年、第4学年及び第5学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

## 01010 学則

附 則（平成26年2月5日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月18日改正）

- 1 この学則は、平成26年7月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、平成25年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5及び別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年3月5日改正）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3の(2)は同年3月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、物質工学科第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、物質工学科第3学年及び第4学年に在学する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 4 この学則の施行の際、機械工学科第5学年に在学する者の学習単位の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第3の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（平成27年3月12日改正）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月19日改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第23条及び第27条第1項第5号は同年1月19日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、電子情報工学科第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 この学則の施行の際、機械工学科、電気電子工学科、物質工学科及び環境都市工学科の第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

## 01010 学則

附 則（平成28年5月18日改正）

この学則は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年1月11日改正）

この学則は、平成29年1月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月21日改正）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月29日改正）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者及の一般科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 この学則の施行の際、環境都市工学科第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年5月30日改正）

- 1 この学則は、平成30年5月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の一般科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1の規定にかかわらず、別に定める。
- 3 この学則の施行の際、環境都市工学科第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年6月27日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成30年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第5及び第6の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年11月28日改正）

- 1 この学則は、平成30年11月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、平成30年度に第2学年、第3学年、第4学年、第5学年及び環境都市工学科の第1学年に在籍する者の専門科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、別に定める。

附 則（平成31年2月19日改正）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、平成31年度に第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の一般科目の授業科目並びに開設単位数及び修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学

## 01010 学則

校学則別表第1の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（令和2年3月17日改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、令和2年度に第3学年、第4学年及び第5学年に在籍する者の一般科目及び専門科目の授業科目、開設単位数並びに修得単位数は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（令和2年3月17日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月27日改正）

この学則は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和2年10月21日改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第42条第2項は令和2年5月19日から適用する。
- 2 この学則の施行の際、令和3年度以前の専攻科入学生に係る教育課程は、この学則による改正後の福井工業高等専門学校学則別表第6の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

附 則（令和2年12月15日改正）

この学則は、令和2年12月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月19日改正）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月14日改正）

この学則は、令和3年7月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月14日改正）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、令和3年度以前の電気電子工学科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。
- 3 この学則の施行の際、平成31年度、令和2年度、令和3年度の電子情報工学科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第2を適用し、平成30年度以前の電子情報工学科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。
- 4 この学則の施行の際、現に在籍する環境都市工学科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第2を適用する。

附 則（令和5年10月11日改正）

この学則は、令和5年10月11日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年1月16日改正）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、令和5年度以前の本科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

## 01010 学則

### 附 則（令和7年12月17日改正）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の機械工学科、電気電子工学科、電子情報工学科、物質工学科及び環境都市工学科は、この学則による改正後の第7条の規定にかかわらず、令和8年3月31日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項に規定する学科に在学する者の第20条及び別表第3の適用については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

### 附 則（令和8年2月18日改正）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、令和7年度以前の本科入学生に係る教育課程は、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

### 附 則（令和8年6月24日改正）

- 1 この学則は、令和8年6月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 福井工業高等専門学校学則の一部を改正する学則（令和7年学則第1号）附則第2項に規定する学科に在学する者については、福井工業高等専門学校学則の一部を改正する学則（令和8年学則第1号）附則第2項の規定にかかわらず、その者に適用される別表第1及び別表第2が、この学則による改正と同様に改正されたものとする。

# 01010 学則

別表第1 (第13条第1項関係)

## 一 般 科 目

各系共通

授 業 科 目	単 位 種 別	単 位 数	学 年 別 配 当					備 考	
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年		
必 修 科 目	国 語	国語 I	2	2					
		国語 II	2		2				
		国語 III	2			2			
		国語表現	2				2		留学生は対象外
	社 会	公共社会 I	2		2				
		公共社会 II	1			1			留学生は対象外
		公共社会 III	1			1			
		歴史 I	2	2					
		歴史 II	2		2				
		地理	2	2					
	数 学	基礎解析A	4	4					
		基礎解析B	3	3					
		解析 I	4		4				
		線形代数	2		2				
		解析 II	3			3			
		解析 III	2				2		
	理 科	物理基礎	2	2					
		物理	3		3				
		化学 I	2	2					
		化学 II	2		2				
		生物	1	1					
	保 健 体 育	保健体育 I	4	4					
		保健体育 II	2		2				
		保健体育 III	2			2			
		生涯スポーツ実習	2				2		
	芸 術	美術	1		1				
		音楽	1	1					
外 国 語	英語 I	4	4						
	コミュニケーション	2	2						
	英語 II	4		4					
	英語 III	4			4				
	英語 IV	2				2			
	英語 V	2					2		
第2外国語 I	2					2	留学生は対象外		
工学倫理	1						1		
修得単位計		79	29	24	13	10	3		
選 択 必 修 科 目	第2外国語 II	1					1	2単位以上 修得すること	
	第2外国語 III	1					1		
	言語文化特講	1					1		
	日本語表現演習	1					1		
	日本文学論	1					1		
	哲学	1					1		
	歴史学特講	1					1		
	数学特講	1					1		
	英語特講	1					1		
	他大学等科目(一般)	1					1		
修得単位計		2以上					2以上		
正 課 外 科 目	大学等における学修			(別に定める)				卒業認定に必要な 単位数には含まれないが、単 位認定は行う。	
	技能審査における学修			(別に定める)					
修 得 単 位 合 計 (卒業認定必要単位数)		81以上	29	24	13	10	5以上		
外 国 人 留 学 生 修 得 単 位 計		73以上	29	24	9	6	5以上		
( 特 設 科 目 )	日本語 I	2			2			留学生のみ対象	
	日本語 II	2				2			
	基礎数学	2			2				
	基礎物理	2			2				
	修得単位計		8			6	2		
外 国 人 留 学 生 修 得 単 位 合 計 (卒業認定必要単位数)		81以上	29	24	15	8	5以上		

(注) 学修単位の単位種別は次のとおりとする。

- A : 15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。
- B : 30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。
- C : 45時間の授業で1単位とする。(実験、実習のみ可)

01010 学則

別表第2 (第13条第2項関係)

(1)機械系(マシナリーシステムコース(専門探究コース) / i-マシナリーシステムコース(情報融合コース))

授業科目	単位種別	単位数	学年別配当					備考		
			1年	2年	3年	4年	5年			
必修科目	共通	数理統計学	2			2				
		応用数学	2			2				
		応用物理Ⅰ	2			2				
		応用物理Ⅱ	2			2				
		専門基礎Ⅰ	2	2						
		専門基礎Ⅱ	2	2						
		専門基礎Ⅲ	2	2						
		C言語基礎	1		1					
		C言語応用	1			1				
		機械計算力学	1					1		
		材料学Ⅰ	1		1					
		材料学Ⅱ	2			2				
		機械工作法Ⅰ	2		2					
		機械工作法Ⅱ	1			1				
		材料力学Ⅰ	2			2				
		材料力学Ⅱ	2				2			
		熱力学	2				2			
		伝熱工学	1					1		
		流れ学Ⅰ	1			1				
		流れ学Ⅱ	2				2			
		工業力学	2				2			
		機構学	1					1		
		機械設計法	2				2			
		自動制御Ⅰ	1					1		
		振動工学Ⅰ	1					1		
		センサ工学	1				1			
		電気工学	2			2				
		電子工学	2				2			
		機械製図	4		4					
		機械設計製図Ⅰ	3			3				
		機械設計製図Ⅱ	2				2			
		CAD・CAE	1					1		
		機械工作実習Ⅰ	4		4					
		機械工作実習Ⅱ	3			3				
		メカトロニクス実習	1			1				
		機械工学実験	2				2			
		卒業研究	9					9		
		修得単位数計		74	6	12	20	22	14	
		探究	知能機械演習	2				2		
			マシナリーシステム実験	2					2	
			修得単位数計	4				2	2	
			融合	★プログラミング基礎	1		1			
				★IoT基礎	1			1		
				★IoT実習	1			1		
		ロボット創造演習		2				2		
i-マシナリーシステム実験	2						2			
修得単位数計	7		1	2	2	2				
選択科目	共通	◎プログラミング入門	1		1					
		材料力学Ⅲ	1				1			
		熱機関	1				1			
		数値流れ学	1				1			
		自動制御Ⅱ	1				1			
		振動工学Ⅱ	1				1			
		システム工学	1				1			
		材料科学	1				1			
		修得単位数計	5以上				5以上			
		融合	2以上				2以上			
正課外科目	共通	インターシップ	2				2	卒業認定に必要な単位数には含まれないが、単位認定は行う。		
		学内コンテスト					(別に定める)			
		大学等における学修					(別に定める)			
		技能審査における学修					(別に定める)			
学際カリキュラム(イラム・エンジニアリング・データサイエンス)	必修科目	共通	数理・データサイエンス入門	1			1			
		探究	プロジェクト演習	1				1		
		融合	情報プロジェクト演習	1				1		
		修得単位数計	2				2			
		選択科目	共通	Ⅱ ロボティクス	1				1	
				電力エネルギー工学	A	1		1		
				データエンジニアリング基礎	1				1	
				情報・制御基礎	A	1		1		
				センサ材料工学	1				1	
				分子・材料設計基礎	A	1		1		
先端分子・材料設計	1						1			
空間情報工学	A			1		1				
地盤防災工学	1				1					
他大学等科目(学際)	1				1					
修得単位数計	1以上				1以上					
修得単位数計	3以上				3以上					
修得単位数合計(卒業認定に必要な単位数)	探究	学際カリキュラムを除く	86以上	6	12	20	24	21以上		
		学際カリキュラムを含む					68以上			
		学際カリキュラムを除く	86以上	6	13	22	24	18以上		
		学際カリキュラムを含む					67以上			

注1: 表中において、マシナリーシステムコースは探究、i-マシナリーシステムコースは融合と略記する。

注2: 学修単位の単位種別は次のとおりとする。

A: 15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。

B: 30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。

C: 45時間の授業で1単位とする。(実験、実習のみ可)

※: 専門選択科目に組入可能(単位の付与は学際カリキュラム選択科目又は専門選択科目のいずれか一方とする)。

★: 情報融合コース基礎科目。情報融合コースから専門探究コースにコース変更した場合、専門選択科目に組入可能。

◎: 情報融合コースを選択した場合、プログラミング基礎の単位に読み替える。

01010 学則

(2) 電気電子系(エネルギー・エレクトロニクスコース(専門探究コース) / エネルギー・エレクトロニクスコース(情報融合コース))

授業科目	単位種別	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
数理統計学		2			2			
応用数学		2				2		
応用物理Ⅰ		2			2			
応用物理Ⅱ		2				2		
専門基礎Ⅰ		2	2					
専門基礎Ⅱ		2	2					
専門基礎Ⅲ		2	2					
電気磁気学Ⅰ		2		2				
電気磁気学Ⅱ		2			2			
電気磁気学Ⅲ		1				1		
電気数学		1		1				
電気回路Ⅰ		2		2				
電気回路Ⅱ		2			2			
電気回路Ⅲ		2				2		
電気回路Ⅳ	A	2					2	
電気回路演習		2		2				
計測工学		2			2			
半導体デバイスⅠ		2			2			
半導体デバイスⅡ	A	2				2		
電子回路Ⅰ		1			1			
電子回路Ⅱ		2				2		
情報処理Ⅰ		2		2				
情報処理Ⅱ		1			1			
情報処理システムⅠ		2			2			
情報処理システムⅡ	A	2				2		
情報通信工学Ⅰ		2				2		
電気機器		2				2		
発変電工学	A	2				2		
制御工学Ⅰ		1				1		
制御工学Ⅱ		1					1	
機械工学概論Ⅰ		1				1		
機械工学概論Ⅱ		2					2	
電子創造工学		2			2			
電気電子工学実験Ⅰ		2		2				
電気電子工学実験Ⅱ		2			2			
電気電子工学実験Ⅲ		2				2		
卒業研究		9					9	
修得単位数計		74	6	11	20	23	14	
エネルギー・エレクトロニクス実験Ⅰ		2				2		
エネルギー・エレクトロニクス実験Ⅱ		2					2	
修得単位数計		4				2	2	
★プログラミング基礎		1		1				
★IoT基礎		1			1			
★IoT実習		1			1			
エネルギー・エレクトロニクス実験Ⅰ		2				2		
エネルギー・エレクトロニクス実験Ⅱ		2					2	
修得単位数計		7	1	2	2	2	2	
◎プログラミング入門		1		1				
電力エネルギー概論		1			1			
電気電子応用工学		1					1	
情報通信工学II		1					1	
電子計測応用		1					1	
電気電子材料		1					1	
電気情報工学		1					1	
特別学修		1					1	
電力系統工学		1					1	
パワーエレクトロニクス		1					1	
修得単位数計		5以上				5以上		
修得単位数計		2以上					2以上	
インターンシップ		2					2	
学内コンテスト								(別に定める)
大学等における学修								(別に定める)
技能審査における学修								(別に定める)
共通	数理データサイエンス入門	1				1		
共通	プロジェクト演習	1					1	
共通	情報プロジェクト演習	1					1	
共通	修得単位数計	2					2	
共通	テクニカルドローイング	A	1		1			
共通	ロボティクス	1					1	
共通	データエンジニアリング基礎	1					1	
共通	情報・制御基礎	A	1		1			
共通	センサ材料工学	1					1	
共通	分子・材料設計基礎	A	1		1			
共通	先端分子・材料設計	1					1	
共通	空間情報工学	A	1		1			
共通	地盤防災工学	1					1	
共通	他大学等科目(学際)	1					1	
共通	修得単位数計	1以上				1以上		
共通	修得単位数計	3以上					3以上	
探究	学際カリキュラム除く	86以上	6	11	20以上	25以上	21以上*	
探究	学際カリキュラム含む				69以上			*電力エネルギー概論を修得した場合は1単位減
融合	学際カリキュラム除く	86以上	6	12	22以上	25以上	18以上*	
融合	学際カリキュラム含む				68以上			

注1:表中において、エネルギー・エレクトロニクスコースは探究、エネルギー・エレクトロニクスコースは融合と略記する。

注2:学修単位の単位種別は次のとおりとする。

A:15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。

B:30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。

C:45時間の授業で1単位とする。(実験・実習のみ可)

※:専門選択科目に単位組入可能(単位の付与は学生カリキュラム選択科目又は専門選択科目のいずれか一方とする)。

★:情報融合コース基礎科目・情報融合コースから専門探究コースにコース変更した場合、専門選択科目に単位組入可能。

◎:情報融合コースを選択した場合、プログラミング基礎の単位に読み替える



01010 学則

(4) 材料・生物系(グリーンマテリアルコース(専門探究コース) / i-グリーンマテリアルコース(情報融合コース))

授 業 科 目	単 位 種 別	単 位 数	学 年 別 配 当					備 考
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
必 修 科 目	数理統計学	2			2			
	応用数学	1				1		
	応用物理 I	2			2			
	応用物理 II	2				2		
	専門基礎 I	2	2					
	専門基礎 II	2	2					
	専門基礎 III	2	2					
	基礎工学概論	1				1		
	工業英語	1				1		
	分析化学 I	1		1				
	分析化学 II	1			1			
	機器分析	2				2		
	無機化学 I	2		2				
	無機化学 II	1			1			
	無機化学 III	1					1	
	基礎材料化学	1				1		
	有機化学 I	2		2				
	有機化学 II	2			2			
	高分子化学	1			1			
	材料化学	1				1		
	有機合成化学	1					1	
	物理化学 I	2			2			
	物理化学 II	2				2		
	物理化学 III	2					2	
	化学工学 I	2			2			
	化学工学 II	2				2		
	化学工学 III	2					2	
	生化学 I	2			2			
	生化学 II	2				2		
	微生物学	1				1		
生命科学	1					1		
情報化学 I	2		2					
情報化学 II	1				1			
品質管理	1					1		
グリーンマテリアル実験 I	5		5					
グリーンマテリアル実験 II	5			5				
グリーンマテリアル実験 IV	2				2			
卒業研究	9					9		
修得単位計		74	6	12	20	19	17	
探 究	グリーンマテリアル実験 III	2				2		
	グリーンマテリアル実験 V	2					2	
	修得単位計	4				2	2	
	★ プログラミング基礎	1		1				
	★ IoT基礎	1			1			
融 合	★ IoT実習	1			1			
	i-グリーンマテリアル実験 I	2				2		
	i-グリーンマテリアル実験 II	2					2	
	修得単位計	7		1	2	2	2	
	◎ プログラミング入門	1		1				
選 択 科 目	共通							
	創薬化学	1				1		
	食品科学	1				1		
	分子生物学	1				1		
	栄養化学	1				1		
	生理学	1				1		
	材料工学	1				1		
	高分子材料設計	1				1		
探究	修得単位計	5以上				5以上		
融合	修得単位計	2以上				2以上		
正 課 外 科 目	共通					2		
	インターシップ	2						
	学内コンテスト						(別に定める)	
	大学等における学修						(別に定める)	
技術審査における学修						(別に定める)		
学 際 カ リ キ ュ ラ ム 科 目	共通	数理・データサイエンス入門	1			1		
	探究	プロジェクト演習	1			1		
	融合	情報プロジェクト演習	1			1		
イ ラ ム (ハ ニ ュ ア ム) プ ロ ジ ャ ク ト	共通	修得単位計	2			2		
	テクノカルドローイング	A	1		1			
	ロボティクス		1			1		
	電力エネルギー工学	A	1		1			
	データエンジニアリング基礎		1			1		
	情報・制御基礎	A	1		1			
	センサ材料工学		1			1		
	※ 先端分子・材料設計		1			1		
	空間情報工学	A	1		1			
	地盤防災工学		1			1		
他大学等科目(学際)		1			1			
修得単位計	1以上				1以上			
融合	修得単位計	3以上				3以上		
修 得 単 位 合 計 (卒業認定必要単位)	探究	学際カリキュラム除く	86以上	6	12	20	21	24以上
		学際カリキュラム含む				68以上		
	融合	学際カリキュラム除く	86以上	6	13	22	21	21以上
		学際カリキュラム含む				67以上		

注1:表中において、グリーンマテリアルコースは探究、i-グリーンマテリアルコースは融合と略記する。

注2:学修単位の単位種別は次のとおりとする。

- A: 15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。
- B: 30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。
- C: 45時間の授業で1単位とする。(実験、実習のみ可)

※: 専門選択科目に組入可能(単位の付与は学際カリキュラム選択科目又は専門選択科目のいずれか一方とする)。

★: 情報融合コース基礎科目、情報融合コースから専門探究コースにコース変更した場合、専門選択科目に組入可能。

◎: 情報融合コースを選択した場合、プログラミング基礎の単位に読み替える

01010 学則

(5) 都市・建築系(アーバンデザインコース(専門探究コース) / トアーバンデザインコース(情報融合コース))

授業科目	単位種別	単位数	学年別配当					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
数値統計学		2			2			
応用数学		2				2		
応用物理Ⅰ		2			2			
応用物理Ⅱ		2				2		
専門基礎Ⅰ		2	2					
専門基礎Ⅱ		2	2					
専門基礎Ⅲ		2	2					
プログラミング		1			1			
数値解析		1				1		
構造力学Ⅰ		2		2				
構造力学Ⅱ		2			2			
構造力学Ⅲ		2				2		
鋼構造学		2					2	
コンクリート構造学Ⅰ		2				2		
建設材料科学		2	2					
水理学Ⅰ		2			2			
水理学Ⅱ		1				1		
河川水文学		1					1	
地盤工学Ⅰ		1			1			
地盤工学Ⅱ		2				2		
環境衛生工学		2			2			
建築環境Ⅰ		1				1		
建築設備Ⅰ		1				1		
測量学		2	2					
応用測量学		1			1			
空間情報学		1			1			
環境都市計画論		1			1			
交通工学		2				2		
施工管理学	A	2				2		
建設法規		1					1	
構造デザイン		1					1	
メンテナンス工学		1					1	
建築計画Ⅰ		1	1					
建築計画Ⅱ	A	2			2			
環境都市工学設計製図Ⅰ		2	2					
環境都市工学設計製図Ⅱ		2			2			
環境都市工学設計製図Ⅲ		2				2		
環境都市工学設計製図Ⅳ		2					2	
環境都市工学実験実習Ⅰ		2	2					
環境都市工学実験実習Ⅱ	C	2			2			
卒業研究		9						9
修得単位数計		75	6	11	21	20	17	
アーバンデザイン実験実習	C	2				2		
修得単位数計		2				2		
★プログラミング基礎		1	1					
★IoT基礎		1		1				
★IoT実習		1		1				
トアーバンデザイン実験実習	C	2				2		
都市システム学		1					1	
環境保全情報学		1					1	
修得単位数計		7	1	2	2	2	2	
◎プログラミング入門		1	1					
地震工学		1					1	
コンクリート構造学Ⅱ		1					1	
海岸工学		1					1	
建築史		1					1	
建築意匠		1					1	
建築環境Ⅱ		1					1	
建築設備Ⅱ		1					1	
建築計画Ⅲ	A	2				2		
アーバンデザイン製図		1					1	
木質構造学		1					1	
特別学修		1					1	
地域都市計画(選択:共通→選択:探究)		1					1	
環境保全工学(選択:共通→選択:探究)		1					1	
修得単位数計		6以上					6以上	
修得単位数計		1以上					1以上	
インターンシップ		2				2		
学内コンテスト					(別に定める)			
大学等における学修					(別に定める)			
技能審査における学修					(別に定める)			
教養・データサイエンス入門		1				1		
プロジェクト演習		1				1		
情報プロジェクト演習		1				1		
修得単位数計		2				2		
テクニカルドローイング	A	1		1				
ロゴタイプ		1					1	
電力エネルギー工学	A	1			1			
データエンジニアリング基礎		1					1	
情報・制御基礎	A	1		1				
センサ材料工学		1					1	
分子・材料設計基礎	A	1			1			
先端分子・材料設計		1					1	
地盤防災工学		1					1	
他大学等科目(学際)		1					1	
修得単位数計		1以上					1以上	
修得単位数計		3以上				3以上		
学際カリキュラム除く		86以上	6	11		21	22	23以上
学際カリキュラム含む						69以上		
学際カリキュラム除く		86以上	6	12		23	22	20以上
学際カリキュラム含む						68以上		

注1:表中において、アーバンデザインコースは探究、トアーバンデザインコースは融合と略記する。

注2:学修単位の単位種別は次のとおりとする。

A:15時間の授業と30時間の授業外学修で1単位とする。

B:30時間の授業と15時間の授業外学修で1単位とする。

C:45時間の授業で1単位とする。(実験、実習のみ可)

※:専門選択科目に単位組入可能(単位の付与は学際カリキュラム選択科目又は専門選択科目のいずれか一方とする)。

★:情報融合コース基礎科目。情報融合コースから専門探究コースにコース変更した場合、専門選択科目に単位組入可能。

◎:情報融合コースを選択した場合、プログラミング基礎の単位に読み替える

## 別表第3

## 特 別 活 動

各系共通

	単位時間	学 年 別 配 当					備 考
		1年	2年	3年	4年	5年	
特 別 活 動	90	30	30	30			必 修

別表第4 (第36条第1項関係)

## 一般科目及び専門共通科目

## 各専攻共通

授 業 科 目		単位数	学年別配当		備 考	
			1年	2年		
一般科目	必修	現代英語	2	2		
		技術者英語コミュニケーション演習	1		1	
	選択	生命進化論	2		2	
		人間と社会	2	2		
	一般科目開設単位数計		7	4	3	
	一般科目修得単位数		5以上			
専門共通科目	必修	技術者総合ゼミナール	2		2	
		技術者倫理	2	2		
		創造デザイン演習	2	2		
		デザイン工学	2	2		
		先端材料工学	2		2	
		環境工学	2	2		
		地球環境	2		2	
	選択必修	インターンシップ	2	2		2単位以上 修得のこと
		海外インターンシップ	2	2		
		ものづくり情報工学	2		2	2単位以上 修得のこと
		画像情報処理	2		2	
		連続体力学	2		2	4単位以上 修得のこと
		量子力学	2		2	
		地球物理	2		2	
		現代数学論	2	2		2単位以上 修得のこと
		工業数理	2		2	
		物質科学	2	2		2単位以上 修得のこと
		生物学	2		2	
		専門共通科目開設単位数計		36	16	20
		専門共通科目修得単位数		26以上		

## 別表第5 (第36条第1項関係)

## 専 門 展 開 科 目

## (1) 生産システム工学専攻

区分	授 業 科 目	単位数	学年別配当		備考
			1年	2年	
専 門 展 開 科 目	必 修	生産システム工学実験Ⅰ	2	2	
		生産システム工学実験Ⅱ	2	2	
		生産システム工学演習Ⅰ	1	1	
		生産システム工学演習Ⅱ	2	2	
		生産システム工学特別研究Ⅰ	6	6	
		生産システム工学特別研究Ⅱ	6		6
		必修科目開設単位数計	19	13	6
	選 択	設計生産工学	2		2
		生産材料工学	2	2	
		エネルギー変換工学	2	2	
		人間－機械システム	2		2
		計測・制御工学	2	2	
		電子物性工学	2	2	
		システムプログラム	2		2
		光学基礎	2		2
		量子エネルギー工学	2		2
		情報通信システム	2		2
		計算機システム	2	2	
		オブジェクト指向プログラミング	2		2
		選択科目開設単位数計	24	10	14
選択科目修得単位数	12以上				
専門展開科目開設単位数計	43	23	20		
専門展開科目修得単位数	31以上				

## (2) 環境システム工学専攻

区分	授 業 科 目	単位数	学年別配当		備 考
			1年	2年	
専 門	必 修	環境システム工学実験Ⅰ	2	2	
		環境システム工学実験Ⅱ	2	2	
		環境システム工学演習Ⅰ	1	1	
		環境システム工学演習Ⅱ	2	2	
		環境システム工学特別研究Ⅰ	6	6	
		環境システム工学特別研究Ⅱ	6		6
		必修科目開設単位数計	19	13	6
展 開 科 目	選 択	有機反応化学	2		2
		生物化学工学	2	2	
		環境分析化学	2		2
		機能材料化学	2		2
		動的構造デザイン	2	2	
		高分子工業化学	2	2	
		応用微生物工学	2		2
		環境水工学	2		2
		建設構造・材料学	2	2	
		環境都市システム工学	2		2
		都市防災システム	2	2	
		上下水道工学	2		2
		選択科目開設単位数計	24	10	14
		選択科目修得単位数	12 以上		
専門展開科目開設単位数計	43	23	20		
専門展開科目修得単位数	31 以上				